

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し等
根拠法令及び条項		<p>新座市犯罪被害者等支援条例施行規則</p> <p>第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消し、既に支給した犯罪被害者等見舞金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給決定を受けたとき。</p> <p>(2) 犯罪被害者等見舞金の支給の条件に違反したとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消したときは、新座市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書により、その旨を受給者に通知するものとする。</p>
所 管 部 課 係 名		危機管理室消防・防犯係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (規則の規定で言い尽くされているため)
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和 年 月 日設定(令和 年 月 日最終変更)